

○議長（茅沼隆文）

日程第17 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成27年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。1、平成26年度決算に基づく開成町健全化判断比率、単位はパーセントでございます。

先に備考について、ご説明をさせていただきます。

1、実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「-」と表記をいたします。

2、括弧内は開成町における早期健全化基準です。

それでは、表をご覧いただきたいと思います。実質赤字比率は、「-」でございます。基準値は、15.00となってございます。連結実質赤字比率も同じく「-」でございます。基準値20.00です。

実質公債費比率11.3、基準値25.0、将来負担比率76.1、基準値350.0でございます。

続いて、2、平成26年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率です。単位はパーセントになります。こちらも先に備考についてご説明いたします。

1、資金不足比率が算定されない場合「-」と表記をいたします。

2、括弧内は開成町における経営健全化の基準です。

特別会計等の名称、資金不足比率の順に読み上げます。開成町下水道事業特別会計「-」、開成町水道事業会計「-」、基準値はどちらも20%でございます。

次のページになります。平成26年度開成町の健全化判断比率審査意見書でございます。この中で3番目、審査の結果でございます。健全化判断比率は、特に問題なく健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。と、平成27年8月6日に監査委員から町長に提出をされてございます。

次のページをお願いいたします。平成26年度、開成町の資金不足比率審査意見書です。この中で3番目、審査の結果です。審査に付された資金不足比率は特に問題なく、健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書

類は、いずれも適正に作成されているものと認める。と、平成27年8月6日に監査委員から町長に提出をされてございます。

それでは、内容を説明させていただきます。この報告は、平成19年6月に交付されました、地方公共団体の健全化に関する法律に基づきまして行うものでございます。

同法第3条、健全化判断比率の公表等の規定において、地方公共団体の長は、毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにこの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて、当該健全化判断基準を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとされております。

同様に、同法第22条におきましても、公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定をされてございます。これらの定めに従いまして、監査委員の審査を受け、議会にご報告をしているものでございます。

それでは、お手数ですが、2ページ目にお戻りいただきたいと思います。それぞれの比率についてご説明をいたします。また、決算書説明資料96ページに、健全化判断比率3カ年増減一覧というものがございます。こちらも資料として提出をしてございますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、1、平成26年度決算に基づく開成町健全化判断比率です。まず、実質赤字比率になります。こちらは普通会計を対象としたもので、本町におきましては、一般会計と給食事業特別会計が該当いたします。その普通会計の実施赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしてございます。

決算書説明資料96ページ、健全化判断比率対3カ年増減一覧をご覧いただきたいと思います。

平成26年度の数値は、マイナス5.68%となっております。前年度と比較して、0.6ポイントの増となっております。以後、この一覧を使ってご説明をいたしますので、本ページを開いたままでお願いをしたいと思います。

報告書式におきましては、先ほど申し上げましたとおり、実質赤字は存在しないということで、表示は「-」となってございます。

連結実質赤字比率になります。こちらは一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、決算書記載の全ての会計が対象になるというところでございます。

実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしてございます。こちらも先ほどの増減一覧をご覧いただきたいと思います。

平成26年度の数値は、マイナス25.97%、前年度と比較しますと1.4ポイントの減となっております。こちらも報告書式におきましては赤字ではございませんので、「-」という表示になってございます。

続いて、実質公債費比率です。地方債の元利償還金、いわゆる公債費だけではなく、準元利償還金と呼ばれます特別会計繰出金の中の地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分、それから、一部事務組合の負担金のうち、地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分を、こちらも標準財政規模で割った率合いをパーセント

で表示したものでございます。

増減一覧をご覧いただきたいと思います。平成26年度の数値は11.3%です。前年度と比較して0.1ポイントの増となってございます。報告書式におきましても、同じく11.3%と記載をしてございます。

将来負担比率になります。地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営企業等への繰出見込額、一部事務組合の負担等の見込額、退職手当の負担見込額など、将来にわたって負担が生じるものを将来負担額と呼んでおりますが、この将来負担額から充当可能な基金額や基準財政需要額、歳入見込額を除いたものをこちらは分子としまして、標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしてございます。こちらも増減一覧をご覧いただきたいと思います。

平成26年度の数値は76.1%です。前年度と比較しますとマイナス10.8ポイントの減となってございます。報告書式におきましては、同じく76.1%と記載をしてございます。

続いて、二つ目です。平成26年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率、資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模でもあります料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものとされてございます。

上段の下水道事業特別会計は、実質収支を事業規模で割って算出をいたします。資金不足ではありませんので、「-」という表示になりますが、参考までに算出された計算上の数値では、マイナス10.1%となってございます。

下段の水道事業会計です。こちらは流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をしてございます。こちらも資金不足ではありませんので、「-」という表示になってございます。

参考までにこちらも算出されました数値としましては、マイナス316.2%となってございます。

報告は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑どうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了いたします。

それでは、日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。お手元にお配りしているとおり、県外行政視察等のため、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、議員を派遣することについて、決定いたしました。なお、議員派遣に変更がある場合は、議長にご一任願います。

以上をもちまして、本9月定例会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。皆様大変お疲れさまでございました。

午前11時26分 散会